

(意見書案第8号)

障がい者福祉制度の充実に関する意見書

障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービス利用に応じて利用料を負担する定率1割負担（応益負担）が導入された。それにより、「施設から地域へ」「自立及び社会参加」をキーワードに広がりつつあった日本の障がい者福祉が大きく後退し、利用料の負担が困難な障がい当事者やその家族が困窮する事態が顕在化している。障がいを持つ方が地域で安心して暮らし、社会参加できるように福祉施策を充実させるべきである。

よって、国においては、障がい者福祉制度の充実のために、下記事項について強く要望する。

記

- 1 障がい児・障がい者福祉サービスに係るサービスの定率1割負担（応益負担）を廃止すること。
- 2 障がい児・障がい者福祉サービスを維持するために必要な支援を行うこと。
- 3 重度の障がいを持ち、長時間サービスを必要とする者については、サービスを十分に確保するとともに、必要に応じ国が財政的支援等を行うこと。
- 4 自立支援医療については、一定所得以上の世帯に対しても月額上限を設けるなど、さらなる負担軽減措置を含め、制度のあり方を見直すこと。
- 5 国連障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛